



FWD医療

無解約返戻金型医療保険

特 徴

① 病気やケガによる入院を日帰り入院から保障

入院のほかに、所定の手術・放射線治療等に対する保障も確保することができます。

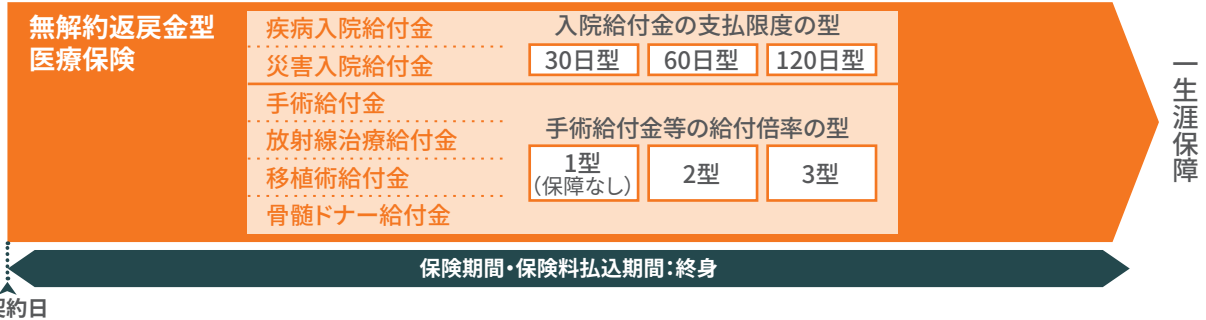
② 健康状態等によって、保険料が割安に

25歳以上で、所定の条件を満たしていれば、優良体保険料率を適用するご契約にお申込みいただけます。

③ 治療や健康をサポートする「FWD健康サービス」を利用可能 ※サービス提供元：ティーベック(株)

しくみ図 [全期払の場合]

主契約(本則)



主契約(本則)について[保障内容]

給付金名等	支払事由等	支払額	支払限度等								
疾病入院給付金	病気で入院したとき	入院給付金日額×入院日数	■入院給付金の支払限度の型・1回の入院の支払限度日数 <table><tr><th>支払限度の型</th><th>30日型</th><th>60日型</th><th>120日型</th></tr><tr><td>支払限度日数</td><td>30日</td><td>60日</td><td>120日</td></tr></table>	支払限度の型	30日型	60日型	120日型	支払限度日数	30日	60日	120日
支払限度の型	30日型	60日型	120日型								
支払限度日数	30日	60日	120日								
災害入院給付金	ケガで入院したとき	入院給付金日額×入院日数	※通算の支払限度日数は疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ1,095日です。								
手術給付金	病気やケガで所定の手術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	回数無制限								
放射線治療給付金	病気やケガで所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	回数無制限(30日に1回)								
移植術給付金	病気やケガで所定の骨髄移植術または臓器移植術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	回数無制限								
骨髄ドナー給付金	責任開始日から1年経過後に、所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	入院給付金日額×給付倍率	1回								
死亡給付金	[全期払]死亡給付金はありません。 [短期払]保険料払込期間満了後に死亡したとき死亡給付金をお支払いします。	入院給付金日額×10	—								
保険料払込免除	所定の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みを免除します。										

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同一のご契約、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いご契約のことをいいます。

主契約(本則)について[手術給付金等の給付倍率]

給付倍率の型	1型	2型	3型		
手術給付金	0倍	入院中の手術：10倍 入院中以外の手術：5倍	入院中の手術：		
				開頭術・開胸術・開腹術	左記以外の手術
			特定3大疾病*の治療を 目的とした手術	60倍	20倍
			上記以外の手術	20倍	10倍
			入院中以外の手術：5倍		
放射線治療給付金	0倍	10倍	20倍		
移植術給付金	0倍	10倍	60倍		
骨髄ドナー給付金	0倍	10倍	10倍		

* 特定3大疾病とは、がん・心疾患・脳血管疾患をいいます。

※給付倍率の型が1型の場合、手術給付金等の保障はありません。

主契約(本則)について[主な取扱規定等]

最高入院給付金日額	20,000円	最低入院給付金日額	1,000円
保険期間	終身	保険料払込期間	終身・70歳・65歳・60歳・10年
契約年齢範囲	0歳(生後15日以上)～85歳	保険料払込方法	月払・年払
解約返戻金	〔全期払〕解約返戻金はありません。 〔短期払〕保険料払込期間満了後に解約したとき、入院給付金日額の10倍をお支払いします。		
配当金	なし		

特約・特則について

※ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特約・特則名	概要
特定3大疾病入院無制限特則 特定8大疾病入院無制限特則	特定3大疾病*1または特定8大疾病*2の入院保障が無制限に
先進医療特約	先進医療による療養を保障
入院一時金特約	病気やケガでの入院を日帰り入院から一時金で上乗せ保障
通院特約	退院後の通院を保障
女性総合医療特約	所定の女性疾病による入院・手術、乳房再建、外見ケアを手厚く保障 女性特有のがん罹患リスクを低減するための手術も保障
特定3大疾病保険料払込免除特約 特定3大疾病保険料払込免除特約2	特定3大疾病*1で所定の状態になったら、以後の保険料払込みを免除 ※これらの特約においては、それぞれ保険料払込みの免除事由が一部異なります。詳細については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
特定3大疾病給付金特約 特定3大疾病給付金特約2	特定3大疾病*1で所定の状態になったら、一時金で保障 ※これらの特約においては、それぞれ支払事由が一部異なります。詳細については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
がん診断給付金特約	がんと診断確定されたら、一時金で保障(2回目以降は入院・通院等も保障)
抗がん剤治療給付金特約	保険診療の対象となる所定の抗がん剤・ホルモン剤治療(再発予防目的を含む)を保障
自由診療抗がん剤治療特約(医療)	保険診療・先進医療の対象外となる所定の抗がん剤・ホルモン剤治療を保障
生活支援特約	所定の身体障害状態・要介護状態になったら、毎月の年金で生活費を保障
メンタル障害支援特約	所定の精神障害の状態になったら、2年間の年金や一時金で保障
特定損傷特約	骨折、関節脱臼、腱の断裂等を保障
終身死亡保障特約(低解約返戻金型)	死亡または高度障害状態を保障
健康給付金特則	健康に過ごせたら、5年ごとに給付金をお支払い
指定代理請求人特約	給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、指定代理請求人が請求を行うことが可能

*1 特定3大疾病とは、がん・心疾患・脳血管疾患をいいます。
*2 特定8大疾病とは、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患および大動脈瘤等・腎疾患・肝疾患・脾疾患をいいます。
※各給付金等には所定の支払限度があります。
※一部の保障は主契約の責任開始日から91日目に開始します。
※特定3大疾病保険料払込免除特約2・特定3大疾病給付金特約2については、「特定3大疾病」のうち「脳血管疾患」に含まれる疾病が主契約(本則)や他の特約・特則と一部異なります。

●この資料は、2023年9月2日現在のお取り扱い内容に基づき作成しています。
●この資料では、保険商品の概要をご案内しています。保険商品の詳細については、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル
ホームページ fwdlife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

募集代理店

ほけん百花
いずみライフデザイナーズ株式会社
〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191)Fax. 03-5549-6195